

釜石大槌地区行政事務組合
議会臨時会会議録

令和5年12月26日

釜石大槌地区行政事務組合

令和5年12月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程

令和5年12月26日(火) 臨時会
午後2時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議長の報告
 - 第4 議案第20号 釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例
 - 第5 議案第21号 令和5年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第1号)
-

出席議員(10人)

1番	菊池忠彦	君
2番	工藤聡一郎	君
3番	澤山美恵子	君
4番	井筒健太郎	君
5番	阿部三平	君
6番	佐藤憲弘	君
7番	東梅守	君
8番	野田忠幸	君
9番	芳賀潤	君
10番	細田孝子	君

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

管 副 監 参 参	理 管 査	理 委	者 者 員 与 与	小 野 平 佐 平 菊	野 々 木 松 池	共 三 勝 壽 学	君 君 君 君 君
-----------------------	-------------	--------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

事 消 消 消 消 釜 大 会	務 防 防 防 防 石 槌 計	局 本 本 本 本 消 防 管	長 部 部 部 部 消 防 署 署 理	兼 消 防 消 防 消 防 防 防 理	総 務 課 消 防 次 長 課 長 課 長 署 長 署 長 者	課 消 防 次 長 課 長 署 長 署 長 者	長 長 長 長 長 長 長 者	関 佐 三 澤 菊 駒 藤 三	末 々 木 浦 田 池 林 原 浦	未 昌 浩 正 俊 博 秀 薫	広 貴 二 正 俊 之 二 薫	君 君 君 君 君 君 君 君
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	--	--------------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹 兼 課 長 補 佐 長 査	総 務 課 庶 務 係 主 査	総 務 課 主 幹 兼 課 長 補 佐 長 査	畠 山 拓 也 土 橋 寛 子 齋 藤 香 織
--	--------------------------------------	--	--

午後 2 時会議を開く

○議長（細田 孝子君） 本日の出席議員は 10 人で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。

欠席の届け出はありません。

ただいまから、令和 5 年 12 月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

当組合議会では、議場内でのマスクの着用は個人の判断によるものといたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議長（細田 孝子君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において、5 番阿部三平さん及び 6 番佐藤憲弘さんを指名いたします。

○議長（細田 孝子君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 3、議長の報告であります。

管理者から、本臨時会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 20 号及び議案第 21 号の議案 2 件が送付されておりますのでご報告いたします。

以上で、議長の報告を終わります。

○議長（細田 孝子君） この際管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者小野共君登壇〕

○管理者（小野 共君） 只今は、議長のお取り計らいにより発言の機会を設けていただきまして、感謝を申し上げます。

令和 5 年 11 月 18 日、釜石大槌地区行政事務組合の管理者に就任をいたしました、釜石市長の小野共でございます。

よろしく願いをいたします。

まず、消防職員によるパワー・ハラスメントについてであります。

これは去る 10 月 31 日、大槌消防署に勤務いたします 50 歳代の職員が、同僚職員に対して、平手で頭を叩くなどのパワー・ハラスメント行為を行い、同僚職員に身体的・精神的苦痛を与えるとともに、職員の職場環境を害したものであります。

この行為に対し、任命権者であります消防長から、令和 5 年 12 月 22 日付けで、本人には戒告の懲戒処分を、上司 2 人には指導監督責任に係り文書での厳重注意を行いました。

議員をはじめ、市民並びに町民の皆様には大変な御迷惑と御心配をおかけするとともに、皆様の信用を損ねることとなり、心からお詫び申し上げます。

ハラスメントは、個人を身体的・精神的にも傷つけ、公務員として絶対にあってはならない行為です。

改めて綱紀肅正を徹底し、ハラスメント研修などを繰り返し実施するなど再発防止に努め、信

頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

さて、釜石大槌地区は高齢化の進展や、医療体制の脆弱性に加え地震や津波、局地的な大雨など複雑甚大化する自然災害の発生が懸念されます。

私は、前任の野田前市長からの引継ぎと、事務組合職員からの業務説明をお伺いし、消防業務につきましては、いわて消防指令センターについて、県内 10 消防本部が連携し、令和 8 年度からの共同運用に向けた具体的な取り組みを始めておりますこと、そして県立釜石病院の診療体制の縮小に伴い、管轄外の医療機関への救急搬送が増加傾向にあることなど、複雑・多様化する環境の変化に対して、改めて救急・消防業務の重要性を認識をいたしました。

また、し尿処理業務は、住民生活に欠かせない必要最低限の生活の基盤であります。人口の減少が進み、し尿搬入量が減少する中にありまして処理コストが年々増加しているなど、さらなる効率的な運営が求められていると感じたところであります。

今後も、地域の皆様の安心・安全の要である消防力の充実・強化など、様々な課題に向き合い、管理者として精一杯務めてまいりますので、これまで同様、皆様のご支援とご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって管理者からの発言は終わりました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 4、議案第 20 号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び日程第 5、議案第 21 号令和 5 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）の 2 件を一括議題といたします。

ただいま一括議題に供されました各議案につきましては、一括して当局の説明を求め、審議は 1 件ごとにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議がありませんので、ただいま議題に供されました各議案について、順次当局の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長関末広君登壇〕

○事務局長（関 末広君） 只今議題に供されました、議案第 20 号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第 21 号令和 5 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）の議案 2 件について順次ご説明を申し上げます。

議案書の 1 ページからご覧願います。

議案第 20 号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、去る 12 月 22 日に開催されました釜石市議会定例会におきまして、釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決成立したことに伴い、釜石市の関係条例の例によることとされている、釜石大槌地区行政事務組合職員の給与について、岩手県人事委員会の勧告を参考として、消防職給料表の水準を引き上げようとするもので、地方自治法第 292 条において準用する、同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものでございます。

なお、その施行期日につきましては、公布の日からとし、改正後の当該条例の規定につきましては、令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用させようとするものでございます。

別冊となっております補正予算書の 1 ページをご覧願います。

議案第 21 号令和 5 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）は、予算の総額に、歳入歳出とも 4,679 万円を増額し、補正後の予算総額を 31 億 7,110 万 4 千円にしようとするものです。

2 ページ、3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正の主な内容をご説明いたします。

まず、3 ページをご覧願います。

歳出の第 2 款総務費には、前年度繰越金の確定等に伴う財政調整基金積立金の増額を計上して

おります。

第4款衛生費には、エネルギー資源の価格高騰などによる電気料上昇分として、釜石・大槌汚泥再生処理センターにかかわる包括的運転管理業務委託料の増額を計上しております。

第5款消防費には、職員給与費等の調整のほか、令和6年度新規採用職員を2名増員することによる被服費の増額を計上しております。

2ページをご覧ください。

これらの財源として、歳入では、財政調整基金繰入金及び令和4年度決算の確定に伴う繰越金の増額により予算を編成しております。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正には、釜石・大槌汚泥再生処理センター基幹的設備改良事業について、今年度内に事業完了が見込めないことから、令和6年度への繰越限度額を計上しております。

5ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正には、消防本部の令和6年度の寝具賃借料の追加1件を計上しております。

以上、議案第21号令和5年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第1号）は、地方自治法第292条において準用する、同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（細田 孝子君） 日程第4、議案第20号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で、質疑を終わります。
これより議案第20号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（細田 孝子君） 日程第5、議案第21号令和5年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第1号）を議題といたします。
お諮りいたします。
審議の方法は、第1条歳入歳出予算は、歳入は一括審議とし、歳出は款ごとに、続いて第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正をご審議願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
これより、歳入の審議に入ります。
歳入の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、歳入の審議を終わります。

○議長（細田 孝子君） 次に、歳出の審議に入ります。
第2款総務費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第2款総務費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第4款衛生費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第4款衛生費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第5款消防費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第5款消防費の質疑を終わります。
以上で、歳出の審議を終わり、第1条の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第2条繰越明許費の補正の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で第2条の審議を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第3条債務負担行為の補正の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で第3条の審議を終わります。

○議長（細田 孝子君） これより議案第21号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、本日の会議を閉じ、令和5年12月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会を閉
会いたします。
お疲れさまでした。

午後2時16分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 細 田 孝 子

議会議員 阿 部 三 平

議会議員 佐 藤 憲 弘